

(3) 選択科目履修規程

(目的)

第1条 この規程は、明石工業高等専門学校学則第13条第8項の規定に基づき、学科選択科目の履修に関する事項を定める。

(選択科目の履修方法)

第2条 選択科目の履修にあたっては、所定の期間に受講願を提出しなければならない。

(他学科の授業科目の履修)

- 第3条** 5年生は、教育上支障がない場合は、他学科・他コースの5年生の科目（実習系科目を除く）を履修し、単位を修得することができる。
- 2 前項の規定に基づき修得した単位は、4単位を超えない範囲で専門科目の選択科目標準修得単位とみなすことができる。

附 則（平成15年3月28日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

（この間の附則省略）

附 則（平成31年3月13日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月8日）

この規程は、令和3年12月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。